

第7回 ビルクリーニング分野特定技能運営委員会 議事概要

令和5年10月10日

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課

ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱第7条第4項の規定により、持ち回り審議により、第7回ビルクリーニング分野特定技能運営委員会を開催した。

議事概要は、以下のとおりである。

1. ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務について、事務局案のとおり承認された。（資料1関係）
2. 現場を管理する者としての実務経験の内容及びその確認方法等に関する規程について、事務局案のとおり承認された。（資料2関係）
3. 現場を管理する者としての実務経験の内容及びその確認方法等に関する規程（令和○年○月○日ビルクリーニング分野特定技能協議会決定第○号）第5条に基づく実地調査等に関する細則について、事務局案のとおり承認された。（資料3関係）

以上